

校長	副校長	課長代理	主幹	課員	主任
	目黒		千葉		



様式7 (学校教育法施行細則第9条関係第6号様式)

本届けにつき、変更事項適当と認められるので
次案により受理してよろしいか。

台帳記入済

マスタ入力済

校地校舎等の変更届

平成23年2月18日

神奈川県知事 殿

収受年月日	公印	公園・非公園の状況
起案23年2月21日	文書課 23年2月21日 坂井	公開()
決裁23年2月22日	公印者坂井	解除予定年月日
処理済年月日	発送	個人情報取扱事務登録
有効期限年月日		有(第 号)
保存期間	施行区分	無
	年月日	

所在地 横浜市神奈川区沢渡21番地

設置者 学校法人神奈川朝鮮学園

代表者職氏名 理事長 禹 載 星



次のとおり校地校舎等を変更したいので届け出ます。

学 校 の 名 称	神奈川朝鮮中高級学校
変更しようとする日	平成23年 2月18日
変更の理由及び概要	体育館に係る校地校舎等の変更届が遅延していた為。

(添付書類)

- 1 施設概要書
- 2 校地校舎等の平面図及び配置図
- 3 校地校舎等の権利の帰属を証明するに足りる書類
- 4 議決機関の議事録の写し (設置者が法人の場合に限ります。)

(案)

この届出を受理しました。

平成 23年 2月 23日

神奈川県知事 松沢成文



施設概要書

(変更前の概要書)

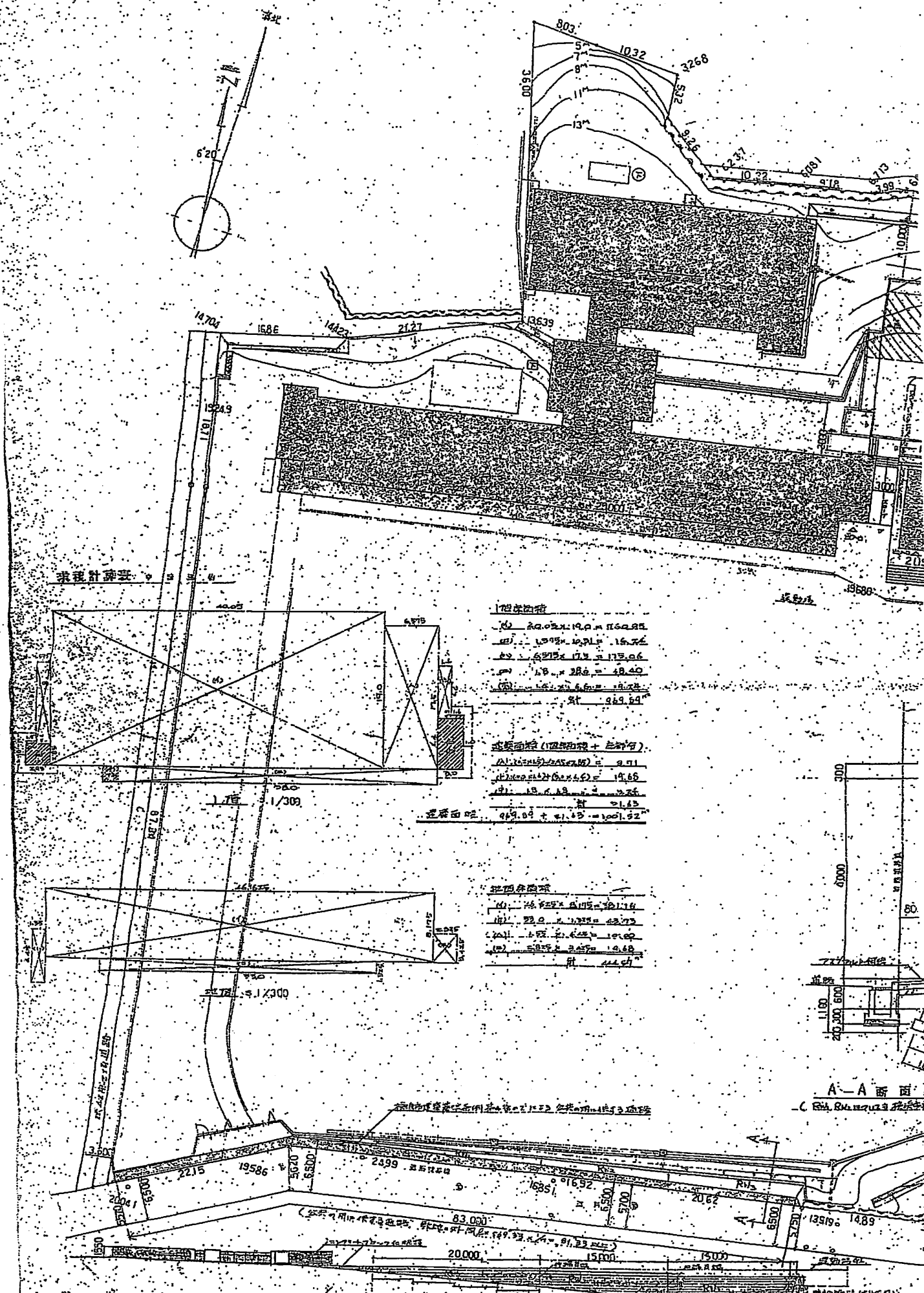
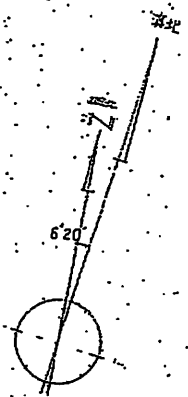
区分		自己所有 又は 借用の別	旧面積 ㎡	増減面積 ㎡	新面積 ㎡	備考	
校地	校舎の建築面積	自己所有	1,266.60	1,001.52 0	2,268.12 1,266.60		
	運動場の面積	自己所有	7,485.40	0	7,485.40		
	その他	自己所有	8,894.45	-1,001.52 0	7,892.93 8,894.45		
	計	自己所有	17,646.45	0	17,646.45		
校舎	校舎の床面積	自己所有	6,689.70	1,414.44 0	6,689.70 8,104.14		
	床	教室	自己所有	1,382.40	0	1,382.40	(21室)
		実習室	〃	1,051.76	0	1,051.76	(7室)
		(小計)	〃	(2,434.16)	(0)	(2,434.16)	
	面積	校長室	〃	28.80	0	28.80	(1室)
		教員室	〃	140.00	0	140.00	(2室)
		事務室	〃	43.20	0	43.20	(1室)
		図書室	〃	105.60	0	105.60	(2室)
		保健室	〃	28.80	0	28.80	(1室)
		会議室	〃	57.60	0	57.60	(1室)
		体育館	〃	0	1,414.44	1,414.44	1ヶ所
	内訳	便所	〃	305.60	0	305.60	12ヶ所
		その他	〃	3,545.94	0	3,545.94	
		合計	自己所有	6,689.70	1,414.44	8,104.14	
借用	0		0	0			
その他の施設							
	計						

施設概要書

(変更後の概要書)

区分 校地・校舎		自己所有 又は 借用の別	面積 m ²			備考	
			専用	共用	計		
校 地	校舎の建築面積	自己所有	7,268.12 1,266.60	0	7,268.12 1,266.60		
	運動場の面積	自己所有	7,485.40	0	7,485.40		
	その他	自己所有	7,892.93 8,894.45	0	7,892.93 8,894.45		
	計	自己所有	17,646.45	0	17,646.45		
校 舎	床 面 積 の 内 訳	校舎の床面積	6,689.70 8,104.14	0	6,689.70 8,104.14		
		教室	自己所有	1,382.40	0	1,382.40	(21 室)
		実習室	〃	1,051.76	0	1,051.76	(7 室)
		(小計)	〃	(2,434.16)	(0)	(2,434.16)	
		校長室	〃	28.80	0	28.80	(1 室)
		教員室	〃	140.00	0	140.00	(2 室)
		事務室	〃	43.20	0	43.20	(1 室)
		図書室	〃	105.60	0	105.60	(2 室)
		保健室	〃	28.80	0	28.80	(1 室)
		会議室	〃	57.60	0	57.60	(1 室)
		体育館	〃	1,414.44	0	1,414.44	1ヶ所
		便所	〃	305.60	0	305.60	12ヶ所
		その他	〃	3,545.94	0	3,545.94	
		合計	自己所有	8,104.14	0	8,104.14	
	借用	0	0	0			
その他の施設							
	計						

2011年2月1日現在



1720 米西面

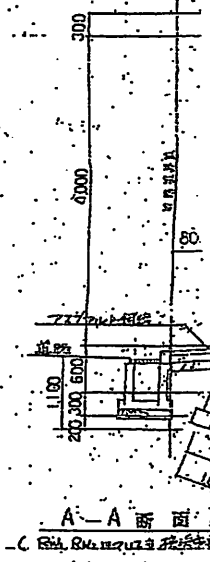
(1) $20.02 \times 19.0 = 380.38$
 (2) $15.95 \times 10.31 = 164.46$
 (3) $6.215 \times 17.3 = 107.61$
 (4) $1.8 \times 28.6 = 51.48$
 (5) $1.5 \times 20.6 = 30.9$
 計 969.83

1720 米南面 (1720 米西面 + 1720 米南面)

(1) $1.5 \times 15.95 = 23.925$
 (2) $1.5 \times 10.31 = 15.465$
 (3) $1.5 \times 6.215 = 9.3225$
 計 48.7125

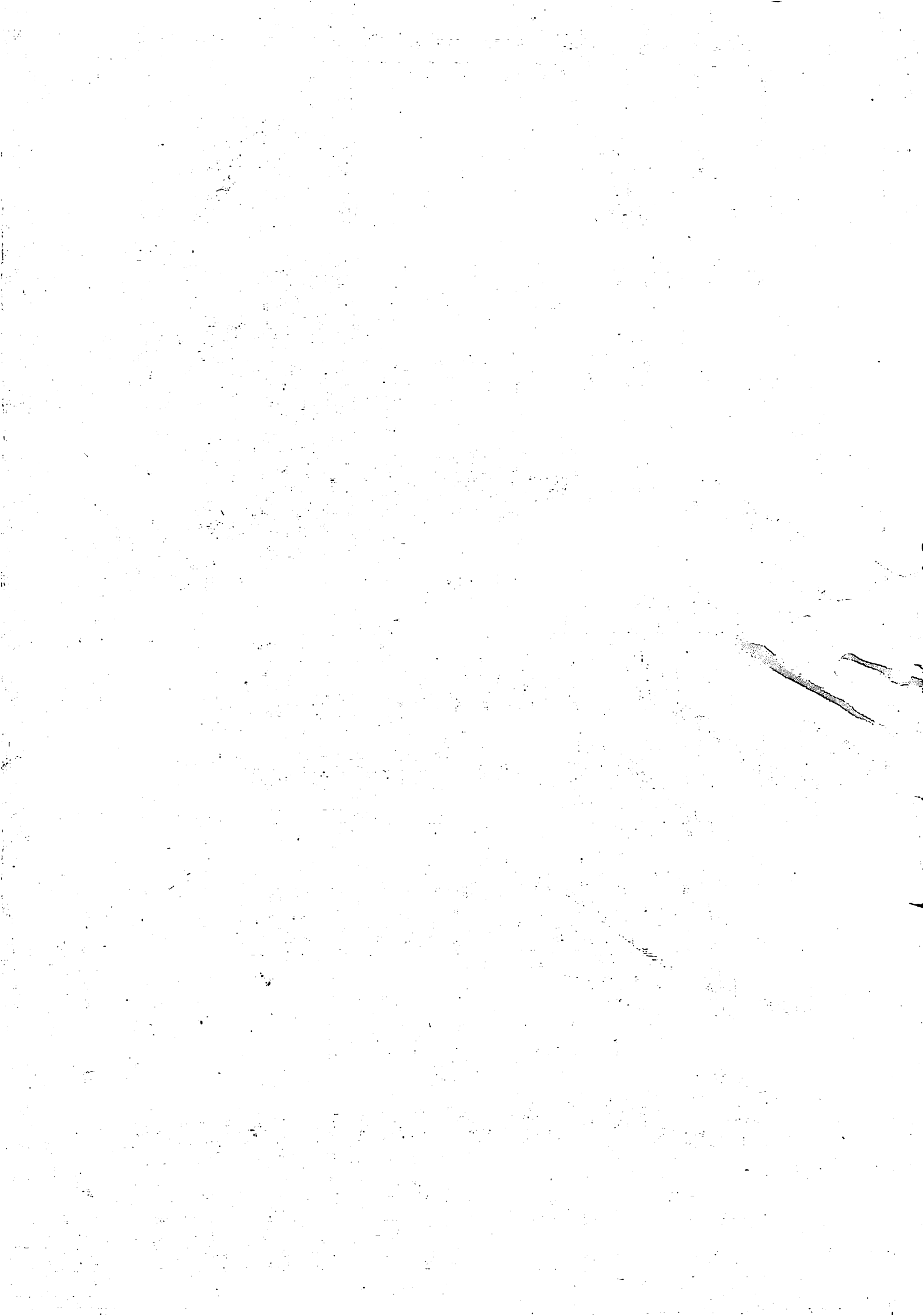
1720 米东面

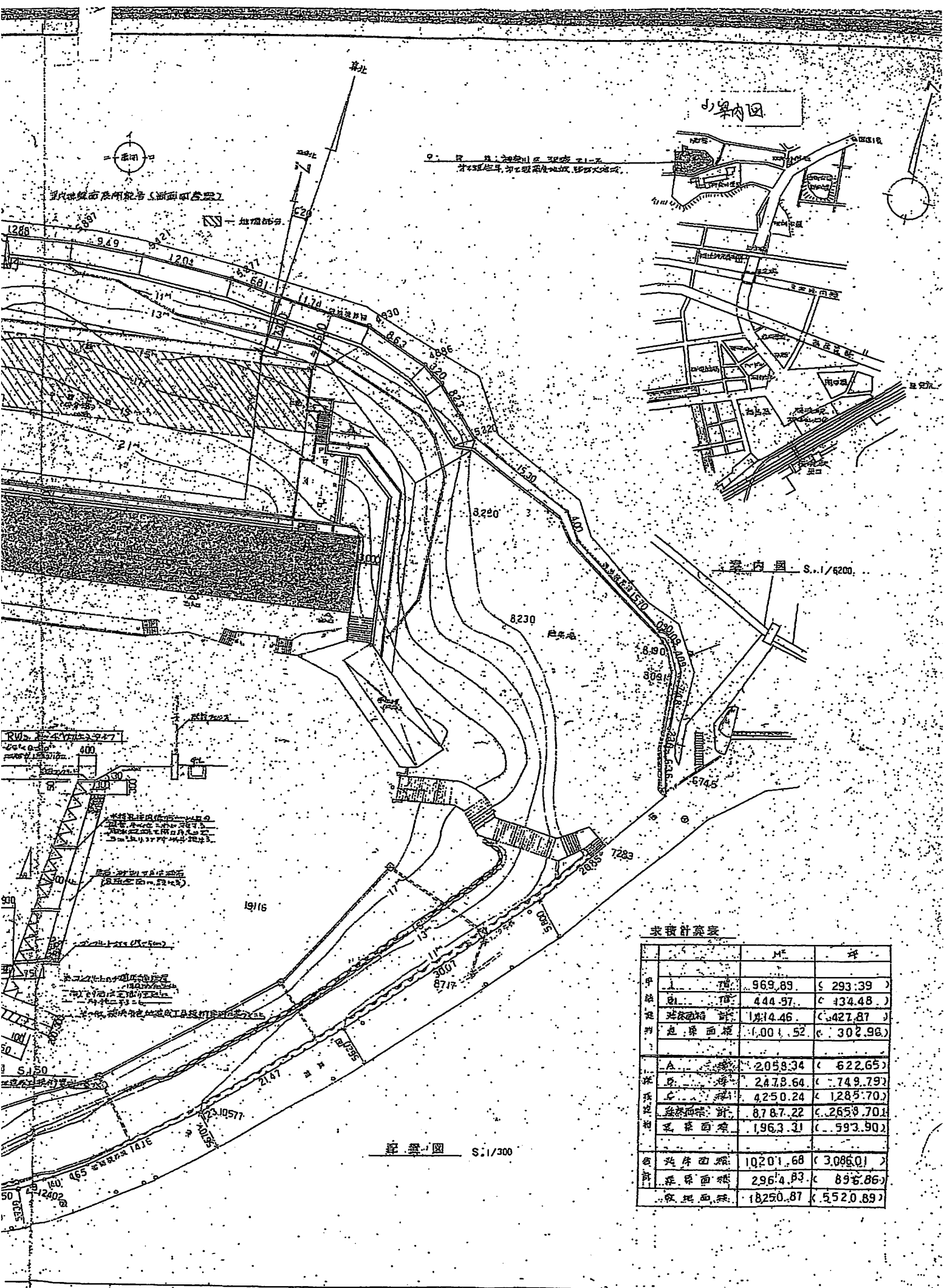
(1) $1.5 \times 20.02 = 30.03$
 (2) $1.5 \times 15.95 = 23.925$
 (3) $1.5 \times 10.31 = 15.465$
 (4) $1.5 \times 6.215 = 9.3225$
 計 78.7425



立西面 S1/300

1. 前西面 30 米西面 1720 米西面 (前西面 10 米 - 11 米)
 2. 前西面 30 米西面 1720 米西面 (前西面 10 米 - 11 米)





表積計算表

	㎡	坪
平地	969.89	(293.39)
山	444.97	(134.48)
道路面積	1214.46	(367.87)
池・水面積	6.00	(1.82)
合計	2058.34	(622.65)
山	2478.64	(749.79)
山	4250.24	(1285.70)
道路面積	8787.22	(2659.70)
池・水面積	1963.31	(593.90)
合計面積	10201.68	(3085.01)
池・水面積	2964.83	(895.86)
平地面積	18250.87	(5520.89)

地形図 S:1/300

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	0205000040079
所在図番号	余白				
所在	横浜市神奈川区沢渡 21番地2			余白	
家屋番号	21番2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建	1階	583.83	2階	250.27
		3階	1159.55	4階	1159.55
		5階	1159.55	6階	1070.27
		7階	1209.15	昭和45年5月25日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日	

表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
	体育館	鉄骨・鉄筋コンクリート造 全面鉛メッキ鋼板葺2階建	1階	444.55	昭和59年9月22日新築
			2階	969.89	

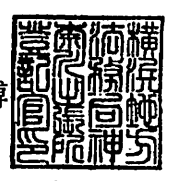
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和48年8月23日 第58200号	所有者 横浜市神奈川区沢渡21番地 学校法人神奈川朝鮮学園 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成22年11月18日
横浜地方法務局神奈川出張所

登記官

齊藤信博



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

シ					
---	--	--	--	--	--



台帳記入済	✓
マスタ入力済	✓

2011年4月20日

本届けにつき、変更事項適当と認められるので
次案により受理してよろしいか。

校長選任届

神奈川県知事 松沢成文 殿

収受年月日	23.5.11	公開・非公開の別	公開 ()
届出年月日	23.5.11	届出年月日	
処理済		処理済	
保存期間		保存期間	

文書課
23.5.11
発送受付

所在地 横浜市神奈川区沢渡21

設置者 学校法人 神奈川朝鮮学園

代表者職氏名 理事長 禹載星 印

次のとおり校長を選任したので届け出ます。

学校の名称	南武朝鮮初級学校			
校長	氏名 (前任者)	彭秀哲 (金学用)	専任、兼任 の別 (前任者の状況)	専任 (専任)
就任日	2011年4月1日			
選任の理由	定期異動の為			

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 欠格事由 (学校教育法第9条各号) に該当しないことを証する書類「誓約書」
- 3 校長の資格を証する書類
- 4 議決機関の議事録の写し (設置者が法人の場合に限ります。)

(泉)

この届出を受理しました。

平成23年5月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治

誓約書

南武朝鮮初級学校 彭秀哲校長は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2011年4月20日
学校法人神奈川朝鮮学園
理事長 禹 載 星



校長	副校長	主任	委員	主任	主任

台帳記入済	✓
マスタ入力済	✓

様式10 (学校教育法施行細則第11条関係第9号様式)
 本届けにつき変更事項適当と認められるので
 次案により受理してよろしいか。

校長選任届

2011年4月20日

神奈川県知事 松沢成文 殿

送付年月日	23.5.11	公印()
届出年月日	23.5.11	届出年月日
届出年月日	23.5.11	届出年月日
届出年月日	23.5.11	届出年月日
届出年月日	23.5.11	届出年月日

所在地 横浜市神奈川区沢渡21
 設置者 学校法人 神奈川朝鮮学園
 代表者職氏名 理事長 禹載星 印

次のとおり校長を選任したので届け出ます。

学校の名称	鶴見朝鮮初級学校			
校長	氏名 (前任者)	金学用 (彭秀哲)	専任、兼任 の別 (前任者の状況)	専任 (専任)
就任日	2011年 4月 1日			
選任の理由	定期異動の為			

(添付書類)

1. 履歴書
2. 欠格事由 (学校教育法第9条各号) に該当しないことを証する書類「誓約書」
3. 校長の資格を証する書類
4. 議決機関の議事録の写し (設置者が法人の場合に限ります。)

(卓)

この届出を受理しました。

平成23年 5月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治

誓 約 書

鶴見朝鮮初級学校 金学用校長は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2011年4月20日

学校法人神奈川朝鮮学園

理事長 禹 載 星



学校法人神奈川朝鮮学園 理事会議事録(抄本)

日 時 2011年3月29日 午後3時00分～4時30分
場 所 神奈川朝鮮学園 (神奈川朝鮮中高級学校 理事室)
理事定数 9名
出席者氏名 8名 禹 載 星 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

監事3名 [REDACTED]

欠 席 理 事 1名 氏名 [REDACTED]

- 議 案 (1) 2010年度予備決算及び2011年度予算案に関する件
(2) 昨年1月25日 県庁私立学校検査時の指摘事項改善策に関する中間報告
(3) 学園理事の任期延長と教職員異動に関する件

議事の経過及び議決内容

寄附行為の規定により禹 載星理事長が議長に就任し、理事定数9名中、8名の出席を確認したうえ、所定数を満たしていることを宣し議案審議に入った。

(第1号議案)・・・省略

(第1号議案)・・・省略

(第3号議案) 学園理事の任期延長と教職員異動に関する件

理事長より学園理事の任期が2011年2月12日であるが、寄附行為 第10条 第3項の規定通り、その任期が満了後も後任理事役員が選任されるまで、現職務を行う事を確認した。参加理事全員異議なく承認した。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
鶴見朝鮮初級学校長、南武朝鮮初級学校長の転出に伴う新任人事について慎重に審議を重ねた結果、出席理事全員異議無く次のとおり可決した。

1 鶴見朝鮮初級学校

前任(本務)者 彭 秀 哲 後任(本務)者 金 学 用

2 南武朝鮮初級学校

前任(本務)者 金 学 用 後任(本務)者 彭 秀 哲

以上、議案の審議を終了したので議長は午後4時30分閉会を宣した。
上記議決を明確にするため、この議事録を作成し出席理事全員下記に記名捺印する。

2011年3月29日

学校法人神奈川朝鮮学園

理事長 禹 載 星

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

原本に相違ないことを証明します。

2011年4月20日

学校法人神奈川朝鮮学園

理事長 禹 載 星



22年		10月		12日		回覧	
校長	副校長	課長代理	主幹	課員	主任		

川崎朝鮮初中級学校は平成17年度入学生より中級部の募集を停止していましたが、
 近年の児童数の減少と募集を停止してからの報告が不十分となり、本表を提出し、

台帳記入済

生徒募集停止報告書

平成22年10月1日

神奈川県知事殿

所在地 (住所) 横浜市神奈川区沢渡21番地
 設置者 (氏名) 学校法人神奈川朝鮮学園
 代表者職氏名 理事長 禹 載 星



次のとおり平成22年度の生徒募集を停止したので報告します。

生徒募集を停止する 学校の名称	川崎朝鮮初中級学校
生徒募集を停止する 理由	近年、中級部進学希望者が減少し、クラス編成が 困難であるため。
生徒募集を停止する 課程、学科	中級部課程
教職員の処置方法	移籍先で職務を担当する。
施設設備の処置方法	他の初級部と使用区分を調節する。

(添付書類)

1. 議決機関の議事録の写し (設置者が法人の場合に限る)
2. 過去5年間の児童等の収容状況表

過去5年間の児童等の収容状況表

学部	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
幼稚部	1718	22	21	22	1922
初級部	6159	55	60	60	6760
中級部	0	0	0	0	0

*中級部は平成17学年度より神奈川朝鮮中高級学校(中級部)へ編入する。

*中級部は平成17年度以降、生徒募集を停止する。

学校法人神奈川朝鮮学園理事会議事録（抄本）

日 時 2005年2月23日 午後3時05分～午後4時40分

場 所 神奈川朝鮮学園 会議室

理事現在数 11名（理事定員11名）

9名 氏名 盧 垠 鉉

欠席者2名： 氏名

- 議 案（1）横須賀朝鮮初級学校の廃校について
（2）廃校に伴う寄附行為の一部変更について
（3）川崎朝鮮初中級学校中級部の再編成について
（4）その他 各学校の運営等

議事の経過及び議決内容

午後3時05分寄付行為の規定により盧垠鉉理事長が議長に就任し、理事定数11名中9名の理事が出席したことを確認のうえ、所定の定足数を満たしていることを宣し議案の審議に入った。

（第1号議案）横須賀朝鮮初級学校の廃校について

省略

（第2号議案）廃校に伴う寄附行為の一部変更について

省略

（第4号議案）その他 各学校の運営等

省略

（第3号議案）川崎朝鮮初中級学校中級部の再編成について

2005年度4月新学年度より中級部生徒を神奈川朝鮮中高級学校 中級部へ編入し、それに伴い当該川崎校の中級部を休部とし、当面募集停止する旨、提案された。

参席理事に於いては、報告説明に基づき慎重に協議を重ねた結果、出席役員理事全員異議なくこれを承認可決した。

以上、議案の審議を終了したので議長は午後4時40分閉会を宣した。
上記議決を明確にするため、この議事録を作成し出席理事全員下記に署名捺印する。

2005年 2月23日

(平成17年)

学校法人神奈川朝鮮学園

理事長 盧 垠 鉉

理事
理事
理事
理事
理事
理事
理事
理事
理事



原本に相違ないことを証明します。

2010年10月8日

学校法人神奈川朝鮮学園

理事長 禹 載 星

